

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照表目次

地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)(第二条関係)	1
放送法施行令(昭和二十五年政令第六十三号)(第五条関係)	3
商品取引所法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)(第八条関係)	5
貿易保険法施行令(昭和二十八年政令第四百十一号)(第九条関係)	8
奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)(第十二条関係)	9
鉱害賠償供託金配当令(昭和三十二年政令第十二号)(第十三条関係)	10
割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)(第十八条関係)	11
金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)(第二十三条関係)	12
預金保険法施行令(昭和四十六年政令第一百十一号)(第二十四条関係)	23
積立式宅地建物販売業法施行令(昭和四十六年政令第三百四十五号)(第二十五条関係)	24
沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第八十六号)(第二十六条関係)	25
農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二百一十号)(第二十七条関係)	26
空港周辺整備債券令(昭和五十年政令第十号)(第二十八条関係)	27
財形住宅債券令(昭和五十一年政令第三百二十二号)(第二十九条関係)	28
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百十七号)(第三十条関係)	29
外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)(第三十一条関係)	31
民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百七十五号)(第三十二条関係)	32
全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令(平成元年政令第二百十八号)(第三十四条関係)	33
前払式証票の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第九十三号)(第三十五条関係)	34

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第三十六条関係）	36
水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第三十七条関係）	38
保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第三十八条関係）	39
日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（第三十九条関係）	41
預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）（第四十条関係）	42
介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（第四十二条関係）	43
農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第四十三条関係）	44
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）（第四十四条関係）	45
担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）（第四十五条関係）	46
独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）（第四十六条関係）	47
独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（第四十七条関係）	48
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（第四十八条関係）	49
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（平成十五年政令第三百二十七号）（第四十九条関係）	50
独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（第五十条関係）	51
独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（第五十一条関係）	52
国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第五十二条関係）	53
独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成十五年政令第四百八十一号）（第五十三条関係）	54
独立行政法人環境再生保全機構法施行令（平成十五年政令第四百八十九号）（第五十四条関係）	55
独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第五十五条関係）	56
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（第五十六条関係）	57
独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）（第五十七条関係）	58
独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（第五十八条関係）	59
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第五十九条関係）	60

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第六十条関係）	61
独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（第六十一条関係）	62
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十六年政令第二百六十六号）（第六十二条関係）	63
信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第六十三条関係）	65
公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百六十六号）（第六十五条関係）	68
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（第六十六条関係）	69
独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第六十七条関係）	70
独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（第六十八条関係）	71
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（第六十九条関係）	72
社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十号）（第七十条関係）	73
地方公営企業等金融機構法施行令（平成十九年政令第三百八十四号）（第七十一条関係）	74
独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）（第七十二条関係）	75

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（振替地方債への準用等）</p> <p>第三十条 第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八條及び前條の規定は、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用がある地方債（以下この条、次条及び第三十四条第二項において「振替地方債」という。）を起す場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項第四号中「<u>券面金額</u>」とあるのは「<u>金額</u>」と、同項第十号中「<u>地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨</u>」とあるのは「<u>社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨</u>」と、同条第二項中「<u>数</u>」とあるのは「<u>数、第三十条第二項に規定する振替口座</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（交付の方法による振替地方債の発行）</p> <p>第三十一条 地方公共団体は、交付の方法によつて振替地方債を起す場合においては、<u>社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨を交付を受けようとする者に告げなければならない。</u></p> <p>2（略）</p>	<p>（振替地方債への準用等）</p> <p>第三十条 第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八條及び前條の規定は、<u>社債等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用がある地方債（以下この条、次条及び第三十四条第二項において「振替地方債」という。）を起す場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項第四号中「<u>券面金額</u>」とあるのは「<u>金額</u>」と、同項第十号中「<u>地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨</u>」とあるのは「<u>社債等の振替に関する法律の規定の適用がある旨</u>」と、同条第二項中「<u>数</u>」とあるのは「<u>数、第三十条第二項に規定する振替口座</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（交付の方法による振替地方債の発行）</p> <p>第三十一条 地方公共団体は、交付の方法によつて振替地方債を起す場合においては、<u>社債等の振替に関する法律の規定の適用がある旨を交付を受けようとする者に告げなければならない。</u></p> <p>2（略）</p>

<p>(地方債証券原簿)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 振替地方債については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨</p> <p>六 (略)</p> <p>3〜5 (略)</p>	<p>(地方債証券原簿)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 振替地方債については、社債等の振替に関する法律の規定の適用がある旨</p> <p>六 (略)</p> <p>3〜5 (略)</p>
---	--

放送法施行令(昭和二十五年政令第六十三号)(第五条関係)

改正案

(放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用)

第三条 放送債券に関しては、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条(第三号及び第十号から第十二号までに係る部分に限る。)、第八百七十一条(第一号を除く。)、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条(第一号及び第二号を除く。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第八十四条(第四項を除く。)、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
社債、株式等の振替に関する法律第八十四条第一項及	(略)	(略)

現行

(放送債券に関する会社法及び社債等の振替に関する法律の準用)

第三条 放送債券に関しては、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条(第三号及び第十号から第十二号までに係る部分に限る。)、第八百七十一条(第一号を除く。)、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条(第一号及び第二号を除く。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第八十四条(第四項を除く。)、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
社債等の振替に関する法律第八十四条第一項及び第三	(略)	(略)

社債、株式等の振替に関する法律第八十六条第三項	(略)	社債、株式等の振替に関する法律第八十五条		社債、株式等の振替に関する法律第八十六条第三項並びに第八十六条の三
		(略)	(略)	
社債、株式等の振替に関する法律第八十六条第三項	(略)	社債等の振替に関する法律第八十五条		項、第八十五条、第八十六条第一項並びに第八十六条の三
		(略)	(略)	

商品取引所法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)(第八条関係)

改正案	現行
<p>(特別の関係) 第七条 法第八十六条第三項第二号の政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以下この条及び第十九条第二号において同じ。)の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第十九条第二号において同じ。)の百分の五十を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。))を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。))と当該法人(以下この条において「被支配法人」という。))との関係</p>	<p>(特別の関係) 第七条 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以下この条及び第十九条第二号において同じ。)の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第十九条第二号において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。))と当該法人(以下この条において「被支配法人」という。))との関係</p>

四 (略)

2) 4 (略)

- 5 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含むものとする。
- 一 第二項の場合 共同保有者
  - 二 第三項の場合 夫婦
  - 三 前項の場合 支配株主等及びその被支配法人

（委託者保護基金による支払の対象から除かれる者）

第十九条 法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

- 二 認定商品取引員が支配関係（他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することがで

四 (略)

2) 4 (略)

(新設)

（委託者保護基金による支払の対象から除かれる者）

第十九条 法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

- 二 認定商品取引員が支配関係（他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。次号において同じ。）を有する法人

きない株式又は持分に係る議決権を含む。)を保有している関係  
その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なもの  
として主務省令で定める関係をいう。次号において同じ。)を有  
する法人

三丁五 (略)

三丁五 (略)

改 正 案	現 行
<p>(貿易保険債券申込証) 第七条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある貿易保険債券(次条第二項において「振替貿易保険債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該貿易保険債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を貿易保険債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(貿易保険債券申込証) 第七条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある貿易保険債券(次条第二項において「振替貿易保険債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該貿易保険債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を貿易保険債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百二十九号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（奄美群島振興開発債券申込証） 第十六条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（奄美群島振興開発債券申込証） 第十六条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

鉱害賠償供託金配当令（昭和三十二年政令第十二号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>（国債の換価）</p> <p>第七条 経済産業局長は、国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）が供託されている場合において、必要があるときは、配当表の作成前にこれを換価しなければならない。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>（国債の換価）</p> <p>第七条 経済産業局長は、国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）が供託されている場合において、必要があるときは、配当表の作成前にこれを換価しなければならない。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>

割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)(第十八条関係)

改正案	現行
<p>(有価証券の換価)</p> <p>第十二条 経済産業局長は、有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)が供託されている場合において、必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>(有価証券の換価)</p> <p>第十二条 経済産業局長は、有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)が供託されている場合において、必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>

改正案	現行
<p>(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)</p> <p>第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権(次に掲げるものを除く)。</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約に係る信託の受益権</p> <p>リ・ヌ (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの)</p> <p>第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)</p> <p>第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権(次に掲げるものを除く)。</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約に係る信託の受益権</p> <p>リ・ヌ (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの)</p> <p>第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第三項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

一・二（略）

三 資産流動化法に規定する特定短期社債、社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）

（密接な関係を有する会社）

第四条の四（略）

2（略）

3 前二項の場合において、これらの規定に規定する者が所有する議

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第三項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

一・二（略）

三 資産流動化法に規定する特定短期社債、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）

（密接な関係を有する会社）

第四条の四（略）

2（略）

（新設）

決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（密接な関係を有する会社以外の者）

第四条の七（略）

2（略）

3 第四条の四第三項の規定は、前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が所有する議決権について準用する。

（公開買付けによらなければならない有価証券等）

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

（密接な関係を有する会社以外の者）

第四条の七（略）

2（略）

（新設）

（公開買付けによらなければならない有価証券等）

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一〇五 (略)

2 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一〇四 (略)

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその

総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権(社債、

株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条

第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十

五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号

に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定に

より発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権

を含む。)に係る株式又は出資を所有する関係(内閣府令で定め

る場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。)

にある法人等(次号において「親法人等」という。)(が他の法人

等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等か

ら行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等

その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等

」という。)(が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三

一〇五 (略)

2 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一〇四 (略)

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその

総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株

式又は出資を所有する関係(内閣府令で定める場合を除く。以下

この号において「特別支配関係」という。)(にある法人等(次号

において「親法人等」という。)(が他の法人等に対して特別支配

関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等

その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等

」という。)(が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三

分の一を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七十五（略）

2・3（略）

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
- 二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議

分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七十五（略）

2・3（略）

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
- 二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議

<p>決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含む。）を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合</p>	<p>決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合</p>
<p>三、六（略） 二、七（略）</p>	<p>三、六（略） 二、七（略）</p>
<p>（特別の関係）</p>	<p>（特別の関係）</p>
<p>第九条（略）</p>	<p>第九条（略）</p>
<p>二、五（略）</p>	<p>二、五（略）</p>
<p>6 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（特別の関係）</p>	<p>（特別の関係）</p>
<p>第十四条の七（略）</p>	<p>第十四条の七（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>4 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。 。この場合において、同条第三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二</p>	<p>（新設）</p>

百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。 ) において準用する場合を含む。 ) とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(特別の関係)

第十五条の十 (略)

2~4 (略)

5 第四条の四第三項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。 ) において準用する場合を含む。 ) とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(営業保証金に係る権利の実行の手続)

第十五条の十四 (略)

2~6 (略)

7 金融庁長官は、有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。 ) が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価すること

(特別の関係)

第十五条の十 (略)

2~4 (略)

(新設)

(営業保証金に係る権利の実行の手続)

第十五条の十四 (略)

2~6 (略)

7 金融庁長官は、有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。 ) が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することがで

ができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(短期社債に類する有価証券等)

第十五条の十七 (略)

2 (略)

3 法第三十三条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは第一項第一号若しくは法第二条第一項第四号若しくは第八号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

4 (略)

(届出期間の変更事由)

第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 社債、株式等の振替に関する法律第六十条第五項の規定により支払を行うこととなったこと。

(基金による支払の対象から除かれる者)

きる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(短期社債に類する有価証券等)

第十五条の十七 (略)

2 (略)

3 法第三十三条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは第一項第一号若しくは法第二条第一項第四号若しくは第八号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

4 (略)

(届出期間の変更事由)

第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 社債等の振替に関する法律第六十条第五項の規定により支払を行うこととなったこと。

(基金による支払の対象から除かれる者)

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)の誤記載等(同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。)によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等(同条に規定する破産直近上位機関等をいう。)に対して有する債権を有している振替機関等(当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。)

五 (略)

(特別の関係)

第十九条の三 (略)

2～4 (略)

5 第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」とある

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等(社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)の誤記載等(同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。)によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等(同条に規定する破産直近上位機関等をいう。)に対して有する債権を有している振替機関等(当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。)

五 (略)

(特別の関係)

第十九条の三 (略)

2～4 (略)

(新設)

るは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)その他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。)を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)については株式に係る議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。)の合計が当該株券等の発行者である会社

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)その他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。)を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。)の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為(以下この条において「買集め行為」という。)とする。ただし、

の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為(以下この条において「買集め行為」という。)とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合(自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。)が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合(自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。)が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)(第二十四条関係)

改正案	現行
<p>(一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等)</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p>	<p>(一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等)</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p>

積立式宅地建物販売業法施行令(昭和四十六年政令第二百四十五号)(第二十五条関係)

改正案	現行
<p>(有価証券の換価)</p> <p>第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十九条第一項の規定により有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。) (が供託されている場合において、必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>(有価証券の換価)</p> <p>第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十九条第一項の規定により有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。) (が供託されている場合において、必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>

沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)(第二十六条関係)

改正案	現行
<p>(公庫債券申込証) 第七条の四 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある公庫債券(次条第二項において「振替公庫債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公庫債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を公庫債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(公庫債券申込証) 第七条の四 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある公庫債券(次条第二項において「振替公庫債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公庫債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を公庫債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）（第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（一般貯金等に係る保険料の額の計算上除かれる貯金等） 第六条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める貯金等は、次に掲げる貯金等とする。 一～七（略） 八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p>	<p>（一般貯金等に係る保険料の額の計算上除かれる貯金等） 第六条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める貯金等は、次に掲げる貯金等とする。 一～七（略） 八 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p>

改 正 案	現 行
<p>（空港周辺整備債券申込証） 第四条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある空港周辺整備債券（次条第二項において「振替空港周辺整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該空港周辺整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を空港周辺整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（空港周辺整備債券申込証） 第四条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある空港周辺整備債券（次条第二項において「振替空港周辺整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該空港周辺整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を空港周辺整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）（第二十九条関係）

改 正 案	現 行
<p>（財形住宅債券申込証） 第三条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある財形住宅債券（次条第二項において「振替財形住宅債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を財形住宅債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（財形住宅債券申込証） 第三条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある財形住宅債券（次条第二項において「振替財形住宅債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を財形住宅債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百十七号)(第三十条関係)

改正案	現行
<p>(法第十条第二項及び第四項の政令で定める金額等) 第十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める数値は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 株式発行会社(法第十条第四項において準用する場合にあつては、同項に規定する外国会社)の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合(次号及び第三号において「議決権保有割合」という。)が、百分の十以下の値から増加して、百分の十を超えることとなり、かつ、百分の二十五を超えることとならない場合 百分の十</p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 法第十条第四項の政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>(法第十五条第二項の政令で定める金額)</p> <p>第十六条 法第十五条第二項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。</p>	<p>(法第十条第二項及び第三項の政令で定める金額等) 第十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める数値は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 株式発行会社(法第十条第三項において準用する場合にあつては、同項に規定する外国会社)の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合(次号及び第三号において「議決権保有割合」という。)が、百分の十以下の値から増加して、百分の十を超えることとなり、かつ、百分の二十五を超えることとならない場合 百分の十</p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 法第十条第三項の政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>(法第十五条第二項の政令で定める金額)</p> <p>第十六条 法第十五条第二項(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。</p>

<p>2 (略)</p> <p>(法第十五条の二第二項及び第三項の政令で定める金額)</p> <p>第十七条 法第十五条の二第二項第一号から第四号まで(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。</p> <p>2 法第十五条の二第二項第一号から第四号まで(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>3 法第十五条の二第三項第一号から第四号まで(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。</p> <p>4 法第十五条の二第三項第一号から第四号まで(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>(法第十六条第二項の政令で定める金額)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 法第十六条第二項第一号(同条第五項)において読み替えて準用する場合を含む。( )の政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>3 法第十六条第二項第二号(同条第五項)において読み替えて準用する場合を含む。( )の政令で定める金額は、十億円とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(法第十五条の二第二項及び第三項の政令で定める金額)</p> <p>第十七条 法第十五条の二第二項第一号から第四号まで(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。</p> <p>2 法第十五条の二第二項第一号から第四号まで(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>3 法第十五条の二第三項第一号から第四号まで(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。</p> <p>4 法第十五条の二第三項第一号から第四号まで(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>(法第十六条第二項の政令で定める金額)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 法第十六条第二項第一号(同条第四項)において読み替えて準用する場合を含む。( )の政令で定める金額は、十億円とする。</p> <p>3 法第十六条第二項第二号(同条第四項)において読み替えて準用する場合を含む。( )の政令で定める金額は、十億円とする。</p>
--	--

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第三十一条関係）

改正案

現行

<p>（顧客に準ずる者）</p> <p>第十一条の四 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める者は、法第二十條第一号又は第四号に規定する信託契約の受益者（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成促進法第六條の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約、同法第六條の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五條第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六條第一項の規定により締結する同法第六十五條第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六條第二項に規定する信託の契約、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一條第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八條第二項に規定する資産管理契約その他財務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。</p>	<p>（顧客に準ずる者）</p> <p>第十一条の四 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める者は、法第二十條第一号又は第四号に規定する信託契約の受益者（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成促進法第六條の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約、同法第六條の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五條第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六條第一項の規定により締結する同法第六十五條第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六條第二項に規定する信託の契約、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一條第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八條第二項に規定する資産管理契約その他財務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。</p>
---	--

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百七十五号)(第三十二条関係)

改正案	現行
<p>(機構債券の申込証) 第八条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(機構債券の申込証) 第八条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）（第三十四条関係）

改 正 案	現 行
<p>（募集全国連合会債の募集に関する事項）</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十四条の八に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>十二 （略）</p>	<p>（募集全国連合会債の募集に関する事項）</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十四条の八に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>十二 （略）</p>

前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号)(第三十五条関係)

改正案

現行

(発行者との密接な関係)

第三条(略)

2 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該一方の法人が自己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式又は出資(以下この項において「株式等」という。)に係る議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)(において準用する場合を含む。))の規定により発行者に對抗することができない株式等に係る議決権を含む。次号において「対象議決権」という。)が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合

二 当該一方の法人の子法人(その総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を当該一方の法人が自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。)

(発行者との密接な関係)

第三条(略)

2 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該一方の法人が自己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式又は出資(以下この項において「株式等」という。)に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合

二 当該一方の法人の子法人(その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を当該一方の法人が自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。)

<p>3 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(発行保証金に係る権利の実行の手続) 第十一条 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 金融庁長官は、有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>	<p>己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式等に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合(当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合)</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(発行保証金に係る権利の実行の手続) 第十一条 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 金融庁長官は、有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p>
--	--

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第三十六条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 金融庁長官は、有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むもの</p>	<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（新設）</p>

<p>とする。</p> <p>(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第八条第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。</p>	<p>(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)(第三十七条関係)

改正案	現行
<p>(余裕金運用の基準) 第二十二条(略)</p> <p>2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定漁業協同組合」という。))を除く。次項において同じ。)又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一〜四(略)</p> <p>五 次に掲げる債券の取得</p> <p>イ 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>ロ〜ト(略)</p> <p>3〜6(略)</p>	<p>(余裕金運用の基準) 第二十二条(略)</p> <p>2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定漁業協同組合」という。))を除く。次項において同じ。)又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一〜四(略)</p> <p>五 次に掲げる債券の取得</p> <p>イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>ロ〜ト(略)</p> <p>3〜6(略)</p>

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第三十八条関係）

改正案

現行

<p>(営業保証金に係る権利の実行の手続) 第十三条の四 (略)</p> <p>2、6 (略)</p> <p>7 金融庁長官は、有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下同じ。)が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>(委託者及び受託者と密接な関係を有する者) 第十三条の五の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むもの</p>	<p>(営業保証金に係る権利の実行の手続) 第十三条の四 (略)</p> <p>2、6 (略)</p> <p>7 金融庁長官は、有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。以下同じ。)が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>(委託者及び受託者と密接な関係を有する者) 第十三条の五の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>とする。</p> <p>(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲)</p> <p>第十三条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十三条の五の二第四項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。</p>	<p>(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲)</p> <p>第十三条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

改正案	現行
<p>(私学振興債券申込証) 第八条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある私学振興債券(次条第二項において「振替私学振興債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該私学振興債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を私学振興債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(私学振興債券申込証) 第八条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある私学振興債券(次条第二項において「振替私学振興債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該私学振興債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を私学振興債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）（第四十条関係）

改 正 案	現 行
<p>（預金保険機構債の債券）</p> <p>第一条 預金保険機構債（以下「機構債」という。）を発行するとき は、当該機構債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第四条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（預金保険機構債の債券）</p> <p>第一条 預金保険機構債（以下「機構債」という。）を発行するとき は、当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第四条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（第四十二条関係）

改正案	現行
<p>（支払基金介護保険債券申込証） 第二十二条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある支払基金介護保険債券（次条第二項において「振替支払基金介護保険債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該支払基金介護保険債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を支払基金介護保険債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（支払基金介護保険債券申込証） 第二十二条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある支払基金介護保険債券（次条第二項において「振替支払基金介護保険債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該支払基金介護保険債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を支払基金介護保険債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第四十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（募集農林債に関して定めなければならない事項）</p> <p>第十四条 法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十二 （略）</p>	<p>（募集農林債に関して定めなければならない事項）</p> <p>第十四条 法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十二 （略）</p>

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）（第四十四条関係）

改正案	現行
<p>（銀行等保有株式取得機構債の債券）</p> <p>第七条 法第五十条第一項に規定する銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、当該機構債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第十条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（銀行等保有株式取得機構債の債券）</p> <p>第七条 法第五十条第一項に規定する銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第十条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)(第四十五条関係)

改正案	現行
<p>(委託者及び受託者と密接な関係を有する者) 第二条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。</p> <p>(信託会社と密接な関係を有する者の範囲) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二条第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。</p>	<p>(委託者及び受託者と密接な関係を有する者) 第二条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(信託会社と密接な関係を有する者の範囲) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

独立行政法人造幣局法施行令(平成十四年政令第三百八十号)(第四十六条関係)

改 正 案	現 行
<p>(造幣局債券申込証) 第七条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある造幣局債券(次条第二項において「振替造幣局債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該造幣局債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を造幣局債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(造幣局債券申込証) 第七条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある造幣局債券(次条第二項において「振替造幣局債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該造幣局債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を造幣局債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（第四十七条関係）

改 正 案	現 行
<p>（国立印刷局債券申込証） 第七条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立印刷局債券（次条第二項において「振替国立印刷局債券」という。）の募集に 応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立印刷局債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立印刷局債券申込証に記載しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p>	<p>（国立印刷局債券申込証） 第七条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立印刷局債券（次条第二項において「振替国立印刷局債券」という。）の募集に 応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立印刷局債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立印刷局債券申込証に記載しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)(第四十八条関係)

改正案	現行
<p>(機構債券申込証) 第二十条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(機構債券申込証) 第二十条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令(平成十五年政令第三百二十七号)(第四十九条関係)

改 正 案	現 行
<p>(日本万国博覧会記念機構債券申込証) 第九条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本万国博覧会記念機構債券(次条第二項において「振替日本万国博覧会記念機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本万国博覧会記念機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本万国博覧会記念機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(日本万国博覧会記念機構債券申込証) 第九条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本万国博覧会記念機構債券(次条第二項において「振替日本万国博覧会記念機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本万国博覧会記念機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本万国博覧会記念機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第二百二十九号）（第五十条関係）

改 正 案	現 行
<p>（水資源債券申込証） 第四十五条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある水資源債券（次条第二項において「振替水資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該水資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を水資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（水資源債券申込証） 第四十五条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある水資源債券（次条第二項において「振替水資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該水資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を水資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)(第五十一条関係)

改正案	現行
<p>(機構債券申込証) 第十一条(略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(機構債券申込証) 第十一条(略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第五十二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（国立大学法人等債券申込証） 第十四条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立大学法人等債券（次条第二項において「振替国立大学法人等債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立大学法人等債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立大学法人等債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（国立大学法人等債券申込証） 第十四条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立大学法人等債券（次条第二項において「振替国立大学法人等債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立大学法人等債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立大学法人等債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成十五年政令第四百八十一号）（第五十三条関係）

改正案	現行
<p>（センター債券申込証） 第六条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるセンター債券（次条第二項において「振替センター債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該センター債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）をセンター債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（センター債券申込証） 第六条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるセンター債券（次条第二項において「振替センター債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該センター債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）をセンター債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人環境再生保全機構法施行令(平成十五年政令第四百八十九号)(第五十四条関係)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(機構債券申込証)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(機構債券申込証)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第五十五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（機構債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（機構債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（第五十六条関係）

改 正 案	現 行
<p>（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証） 第四条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券（次条第二項において「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証） 第四条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券（次条第二項において「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）（第五十七条関係）

改正案	現行
<p>（雇用・能力開発債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある雇用・能力開発債券（次条第二項において「振替雇用・能力開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該雇用・能力開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を雇用・能力開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（雇用・能力開発債券申込証） 第八条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある雇用・能力開発債券（次条第二項において「振替雇用・能力開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該雇用・能力開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を雇用・能力開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令(平成十五年政令第五百五十六号)(第五十八条関係)

改 正 案	現 行
<p>(機構債券申込証) 第六条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(機構債券申込証) 第六条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号)(第五十九条関係)

改正案	現行
<p>(日本学生支援債券申込証) 第十一条(略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本学生支援債券(次条第二項において「振替日本学生支援債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本学生支援債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本学生支援債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(日本学生支援債券申込証) 第十一条(略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本学生支援債券(次条第二項において「振替日本学生支援債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本学生支援債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本学生支援債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)(第六十条関係)

改 正 案	現 行
<p>(都市再生債券申込証) 第二十六条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある都市再生債券(次条第二項において「振替都市再生債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該都市再生債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を都市再生債券の申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(都市再生債券申込証) 第二十六条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある都市再生債券(次条第二項において「振替都市再生債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該都市再生債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を都市再生債券の申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（第六十一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（中小企業基盤整備債券申込証） 第十一条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある中小企業基盤整備債券（次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（中小企業基盤整備債券申込証） 第十一条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある中小企業基盤整備債券（次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十六年政令第二百六十六号)(第六十二条関係)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(振替株式の内容の公示)</p> <p>第三条 改正法附則第八条第八項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法(改正法第一条による改正後の社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう。)であつて、内閣府令・法務省令(国債を取り扱う特定振替機関(改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。)(の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令)で定めるものにより、改正法附則第八条第五項の通知に係る振替株式(改正法附則第七条第一項前段に規定する振替株式をいう。)(の全部につき振替口座簿(改正法附則第七条第二項に規定する振替口座簿をいう。)(の抹消が行われる日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置とする。</p>	<p>附則</p> <p>(振替株式の内容の公示)</p> <p>第三条 改正法附則第八条第八項において準用する改正法第一条による改正後の社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下この条及び次条において「新振替法」という。)(第六十九条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法(新振替法第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう。次条において同じ。)(であつて、内閣府令・法務省令(国債を取り扱う特定振替機関(改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。)(の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令。次条において同じ。)(で定めるものにより、改正法附則第八条第五項の通知に係る振替株式(改正法附則第七条第一項前段に規定する振替株式をいう。次条において同じ。)(の全部につき振替口座簿(改正法附則第七条第二項に規定する振替口座簿をいう。次条において同じ。)(の抹消が行われる日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置とする。</p>

(削る)

第四条  
(略)

第四条 改正法附則第九条第六項において準用する新振替法第百六十  
九条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて、  
内閣府令・法務省令で定めるものにより、改正法附則第九条第三項  
の通知に係る振替株式の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日  
まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く  
措置とする。

第五条  
(略)

信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)(第六十二条関係)

改正案	現行
<p>(受託者と密接な関係を有する者の範囲) 第二条 (略) 2 4 (略)</p> <p>5 第一項第八号の場合において、同項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。</p> <p>(特別の関係) 第五条 (略) 2 4 (略)</p> <p>5 第二条第五項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第五項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る</p>	<p>(受託者と密接な関係を有する者の範囲) 第二条 (略) 2 4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(特別の関係) 第五条 (略) 2 4 (略)</p> <p>(新設)</p>

。 ) において準用する場合を含む。 ) とあるのは「第百四十七条  
第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは  
「株式」と読み替えるものとする。

(信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 (略)

2 6 (略)

7 金融庁長官は、有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二  
百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)が供託されている場  
合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価すること  
ができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除す  
る。

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 第二条第五項の規定は、第一項第八号又は前項第八号の場合にお  
いて、第一項第七号に掲げる者又は前項第七号に掲げる者が保有す  
る議決権について準用する。

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

第十四条 (略)

2 (略)

(信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 (略)

2 6 (略)

7 金融庁長官は、有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三  
年法律第七十五号)第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含  
む。)が供託されている場合において、権利の実行に必要があると  
きは、これを換価することができる。この場合において、換価の費  
用は、換価代金から控除する。

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十二条の二 (略)

2 (略)

(新設)

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

第十四条 (略)

2 (略)

3 | 第二条第五項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号  
に掲げる者が保有する議決権について準用する。

( 新設 )

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第六十五条関係）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三百八十（略）</p> <p>三百八十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）</p> <p>三百八十二 四百十八（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三百八十（略）</p> <p>三百八十一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）</p> <p>三百八十二 四百十八（略）</p>

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成十七年政令第二百二号)(第六十六条関係)

改正案	現行
<p>(日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証) 第九条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本高速道路保有・債務返済機構債券(次条第二項において「振替日本高速道路保有・債務返済機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本高速道路保有・債務返済機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証) 第九条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本高速道路保有・債務返済機構債券(次条第二項において「振替日本高速道路保有・債務返済機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本高速道路保有・債務返済機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令(平成十七年政令第二百二十四号)(第六十七条関係)

改正案	現行
<p>(日本原子力研究開発機構債券申込証) 第十条 (略)</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本原子力研究開発機構債券(次条第二項において「振替日本原子力研究開発機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本原子力研究開発機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本原子力研究開発機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(日本原子力研究開発機構債券申込証) 第十条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本原子力研究開発機構債券(次条第二項において「振替日本原子力研究開発機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本原子力研究開発機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本原子力研究開発機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（第六十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（募集住宅金融支援機構債券に関する事項の決定）</p> <p>第十六条 機構は、その発行する住宅金融支援機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集住宅金融支援機構債券（当該募集に応じて当該住宅金融支援機構債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる住宅金融支援機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。（）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（募集住宅金融支援機構債券に関する事項の決定）</p> <p>第十六条 機構は、その発行する住宅金融支援機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集住宅金融支援機構債券（当該募集に応じて当該住宅金融支援機構債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる住宅金融支援機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。（）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十一・十二（略）</p>

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（第六十九条関係）

改正案	現行
<p>（基金高齢者医療制度債券申込証） 第三十条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金高齢者医療制度債券（次条第二項において「振替基金高齢者医療制度債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金高齢者医療制度債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を基金高齢者医療制度債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（基金高齢者医療制度債券申込証） 第三十条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金高齢者医療制度債券（次条第二項において「振替基金高齢者医療制度債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金高齢者医療制度債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を基金高齢者医療制度債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十号）（第七十条関係）

改正案	現行
<p>第七章を第十一章とし、同章の前に次の五章を加える。</p> <p>第六章 株式の振替</p> <p>（振替口座簿の記載又は記録事項）</p> <p>第二十八条 法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発行者が次のイから八までに掲げる者である場合において、加入者が当該イから八までに定める者であるときは、その旨</p> <p>イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（ロに掲げるものを除く。）</p> <p>同項に規定する外国人等</p> <p>ロ 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等</p> <p>ハ 放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第七章を第十一章とし、同章の前に次の五章を加える。</p> <p>第六章 株式の振替</p> <p>（振替口座簿の記載又は記録事項）</p> <p>第二十八条 法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発行者が放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者である場合において、加入者が同項（同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する外国人等であるときは、その旨</p> <p>三・四 (略)</p>

地方公営企業等金融機構法施行令（平成十九年政令第三百八十四号）（第七十一条関係）

改正案	現行
<p>（募集機構債券に関する事項の決定）</p> <p>第四条 地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）は、その発行する機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機構債券（当該募集に応じて当該機構債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（募集機構債券に関する事項の決定）</p> <p>第四条 地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）は、その発行する機構債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機構債券（当該募集に応じて当該機構債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨</p> <p>十一・十二（略）</p>

独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）（第七十二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（森林総合研究所債券申込証） 第十九条（略）</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある森林総合研究所債券（次条第二項において「振替森林総合研究所債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該森林総合研究所債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を森林総合研究所債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（森林総合研究所債券申込証） 第十九条（略）</p> <p>2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある森林総合研究所債券（次条第二項において「振替森林総合研究所債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該森林総合研究所債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を森林総合研究所債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>